



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山添稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館2階)
 発行日(月刊)
 平成15年6月10日

平成15年度定時総会開催

平成15年度滋賀県行政書士会定時総会が、去る5月24日(土)午後1時30分より大津プリンスホテルに於いて開催された。

小島副会長より出席者71名、委任状提出者197名の計268名の出席で、総会は有効であるとの報告がなされ、開催が宣言された。

物故会員に対する黙祷の後、田中会長が開会の挨拶を行い、その中で、人口増加率第1位・県民所得第4位・住み易さ上位である滋賀県の県勢に負けず、滋賀県の行政書士が、住民からその活動を認められ、尊敬されるようになる未来像を思い描く意識を持って仕事に臨んで欲しいと語られた。功労者表彰(18名)、来賓祝辞と続き、暫時休憩の後、議長に選任された世古会員が議長席に着き、議案審議にはいった。

議案は、小山副会長より次のとおり上程され、審議、可決承認された。

- 第1号議案 14年度事業報告
- 第2号議案 14年度収支決算報告及び監査報告
- 第3号議案 14年度職員退職給与積立金会計及び財務調整会計収支決算並びに監査報告

次に、中村副会長より

- 第4号議案 15年度事業計画(案)
- 第5号議案 15年度収支予算(案)
- 第6号議案 15年度職員退職給与積立金会計(案)及び財務調整会計収支予算(案)

が上程審議されたが、第4号・5号議案に対する質問等計9件の質問がなされた。

事前の質問書提出は、1件のみであったため、即答するには難しい質問もあったが、執行部の真摯な答弁により、議事は進み第4号・5号・6号議案も可決承認された。

- 第7号議案 滋賀県行政書士会役員及び綱紀委員・予備委員の選任

では、15年度の新役員が選出、紹介された。(新役員については、本紙次ページに掲載)

田中章五会長が再選され、新役員に若手が登用されたことを受け、滋賀県行政書士会の革新と発展が大いに期待されるものである。

(文責 日吉ちず子)

組織力で変革の時代をクリア! 会長 田中章五



平成15年度定時総会におきまして、私こと田中章五は再度会長に選任され就任いたしました。あらためて責任の重さを感じる次第です。この上は新役員の力強い連携により、総会でご決定いただいた事業計画を推進してまいれる所存です。会員各位にあっては今一度「みんなでつくる行政書士会」を自覚し、各種事業への積極的な参加とご協力をお願いする次第です。

規制改革・情報技術(IT)革命・また司法制度改革は、行政書士の環境を大きく変えています。悲願であった代理の法定化により業務の前進が図れた一方、電子化に向けたオンライン化関係三法の制定においては、苦渋の選択により規制緩和を受け入れた行政書士法改正となり、正に変革の時代を象徴した結果となりました。今後は従来の紙ベースに加えて扱う電磁的記録の分野で、更なる業務開拓を推進し電子化社会での行政書士制度を確固たるものとし、負の部分も払拭していかなくてはなりません。司法制度改革にあっては、準司法手続きや司法手続きへの参入に向けた日行連の対応に連携し、法律専門職としての専門性の能力担保措置を講じるべきです。また、契約代理や知的財産についても同様です。

このような視点で滋賀県行政書士会が、会員全員が総力を結集し組織力で変革の時代をクリアしていきましょう。何卒、ご理解ご協力をお願いします。

その施策・指針は以下のとおりです。

「夢と希望の持てる行政書士」制度実現に向けて!

- 一、会員が意見・提案し反映される会づくり
支部・業務部会の組織強化、業域確保
- 一、会員の自主的な会づくり
自主的・自発的な研修会・事業推進・事業開拓
- 一、会員がIT(情報技術)の先端へ
IT関連事業の積極推進
- 一、会員が安心して業務のできる制度づくり
日行連・日政連との連携による制度の確立
- 一、会員が国民に愛され、認知される制度づくり
社会貢献の推進、PR活動

具体策は新役員の協調・協議により「行政書士しが」・「滋賀会ホームページ」等で披露し、推進してまいります。

日政連県支部定期大会開催 平成15年度運動方針を採択 予算及び決算承認される

日政連県支部定期大会が行政書士会の定時総会に続いて(午後4時40分から)同会場で開催されました。

行政書士制度の充実と行政書士の社会的地位の向上を目指して既に契約代理、申請手続代理等の法改正をはじめ高度情報通信社会にも対応できる制度の確立に向けての「電磁的記録の作成業務」の新たな位置付けを内容とする改正にも本会(日行連)との連携のもと、政治的活動面から推進してきたことを評価し、さらに行政書士制度の方向性を大きく変えようとしている司法制度改革についてもその改正を必要として、早急に制度化するための方針を確認し、次のとおり大会決定をしました。

1. 行政書士業務の明確化(早急に改正が必要なもの)
 - ・行政手続関係法の代理等に関するもの
 - ・裁判所の訴訟代理に関するもの
 - ・行政事件訴訟法における出廷陳述権
 - ・裁判外紛争処理に関するもの
2. 本会(滋賀会)会員と日政連支部会員の相互融和と意識の昂揚に努め、自由な参加のもと未加入者の組織率100%を目指す。(現在組織率87%)
3. 国会、地方議会議員に対する行政書士制度のPR活動。特に会員による地方議会議員協議会(平成9.11.13結成)活動を活性化する。
4. 国会、地方選挙への対応
会員および推薦候補の国ならびに地方議会への進出を促進するため、積極的支援活動を行う。

(文責 井上 敏夫)